

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

## 告 示

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度

(森林整備課)

一

## 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第二号中「の施行に関する次のこと」を「第六条の規定による措置命令」に、「限る。」を「限る。」に改め、同号イ及びロを削り、同表食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項第二号中「第九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査」を「の施行に関する次のこと」に、「限る。」を「限る。」に改め、同号に次のように加える。

## イ 資料の提出要求(第四条)

## ロ 報告の徴収及び立入検査等(第九条)

別表第一環境生活部長の消費生活・文化課に係る専決事項の項第四号中「の施行に関する次のこと」を「第六条の規定による措置命令」に、「除く。」を「除く。」に改め、同号イ及びロを削り、同表消費生活・文化課長の専決事項の項第四号中「第九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査」を「の施行に関する次のこと」に、「除く。」を「除く。」に改め、同号に次のように加える。

「除く。」を「除く。」に改め、同号に次のように加える。

## イ 資料の提出要求(第四条)

## ロ 報告の徴収及び立入検査等(第九条)

## 附 則

この訓令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第九百六十四号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十六年における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 保安林の種類

同一の単位とされる保安林等の区域

皆伐面積の限度(ヘクタール)

## 水源かん養保安林

本吉地区

三八六・一八

北上川下流

三二七・七一

石巻地区

三五二・一四

追川地区

一、一〇六・四六

江合川上流

七四〇・五五

鳴瀬川上流

一、二四〇・三七

江合川下流

〇・八六

鳴瀬川下流

〇・八六

黒川地区

二〇六・三四

仙台地区

一、三五七・五四

白石地区

一、六五一・九六

本吉地区

二四・八六

北上川下流

七・七八

石巻地区

二二・九八

追川地区

七八・三三

江合川上流

一九〇・〇四

鳴瀬川上流

二二三・〇九

## 土砂流出防備保安林

防風保安林

干害防備保安林

魚つき保安林

保健保安林

|        |        |
|--------|--------|
| 江合川下流  | 一一・八六  |
| 鳴瀬川    |        |
| 黒川地区   | 三〇・〇二  |
| 仙台地区   | 六六・五一  |
| 白石地区   | 一八九・七三 |
| 蔵王町    | 〇・一二   |
| 川崎町    | 〇・四六   |
| 仙台市    | 五・一八   |
| 石巻市    | 二三・五三  |
| 気仙沼市   | 二四・一四  |
| 白石市    | 三・二〇   |
| 角田市    | 二・〇八   |
| 登米市    | 九・九四   |
| 栗原市    | 二・九〇   |
| 東松島市   | 四・三四   |
| 大崎市    | 五二・八八  |
| 七ヶ宿町   | 五・一四   |
| 柴田町    | 〇・九八   |
| 丸森町    | 二・七二   |
| 大和町    | 三・六〇   |
| 大郷町    | 〇・三〇   |
| 加美町    | 六・七二   |
| 女川町    | 一六・七四  |
| 南三陸町   | 〇・七六   |
| 石巻市    | 一六・九六  |
| 気仙沼市   | 二・五六   |
| 東松島市   | 〇・四二   |
| 女川町    | 〇・九二   |
| 南三陸町   | 〇・九〇   |
| 宮城北部地区 | 一三・六六  |
| 宮城南部地区 | 六・九〇   |